

宅地建物取引業法第50条第2項の届出について

1. 案内所等の届出

宅地建物取引業者が案内所等を設け、宅地や建物の売買、交換等の契約の締結または契約の申込みを受けようとするときは、所定の標識を掲げ、専任の宅地建物取引士を設置するとともにその旨を免許権者（国土交通大臣、都道府県知事）、およびその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。

（関係条文） 宅地建物取引業法第31条の3、第50条、同規則第15条の5の2、第19条

2. 届出の手続き

- (1) 提出先 ・免許権者（国土交通大臣、都道府県知事）
・届出に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事

（香川県の場合） 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 県庁東館7階
香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ TEL(087)832-3582（直通）

- (2) 提出期限 業務を開始する日の10日前までに提出

- (3) 提出書類

① 届出書（様式第十二号）

② 該当場所の「地図」

- (4) 提出部数

提出先	部数
香川県	1部（控えが必要な場合は副本を別途提出）
地方整備局・ 他都道府県	各行政庁に確認

チェック項目	チェック
①業務を開始する日の10日前までの届出であるか。	<input type="checkbox"/>
②添付書類である該当場所の「地図」が添付されているか。	<input type="checkbox"/>
③所在地の「名称」、「電話番号」に記入漏れがないか。	<input type="checkbox"/>
④「所在地」欄に、業務を行う都道府県内の地名が記されているか。また添付の地図と一致するか。	<input type="checkbox"/>
⑤「業務の種別」、「業務の態様」のそれぞれに○印が付されているか。	<input type="checkbox"/>
⑥「売主である宅建業者の商号又は名称」欄に記入漏れがないか。	<input type="checkbox"/>
⑦「物件の種類等」の「名称」、「所在地」欄に記入漏れがないか。	<input type="checkbox"/>
⑧「宅地建物」「戸建住宅」「区分所有建物」のどれかに記載があるか。	<input type="checkbox"/>
⑨「業務を行う期間」が、1年以下の期間となっているか。	<input type="checkbox"/>
⑩届出の専任の宅地建物取引士が、事務所の専任以外の従業者であるか。	<input type="checkbox"/>

(記 入 例)

様式第十二号 (第十九条関係)

(A4)

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

平成 27 年 4 月 10 日

四国地方整備局長
香 川 県 知 事 殿

免許権者及び当該届出場所を管轄する都道府県知事に届出書を提出

商号又は名称 番町不動産株式会社
 免許証番号 ~~国土交通大臣~~ (3) 第 9999 号
 代表者氏名 代表取締役 香川 太郎

代表者又は当該届出に係る場所に属する事務所の代表者

1 所在地	届出の対象となる案内所、展示会等の場所	名 称	番町不動産現地案内所		
		所在地	高松市太田上町 1-6-30 電話番号 (087)861-1530		
2 業務の内容	業務の種類	(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介			
	業務の様態	(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理			
	取り扱う宅地建物の内容等	物件の種類等	売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等	(商号又は名称) 高松不動産 (株)	国土交通大臣 (8) 第 2300 号 香川県 知事
			名 称	ユートピア太田	
			所 在 地	高松市太田上町 1-6-30	
			宅 地	区画 敷地面積の合計	㎡
戸 建 住 宅			戸 延べ面積の合計	㎡	
区分所有建物	4 2 戸 延べ面積の合計	3, 7 8 0	㎡		
3 業務を行う期間	平成 27 年 4 月 21 日 から 平成 28 年 4 月 20 日まで				
4 専任の宅地建物取引士に関する事項	氏 名	山 田 和 男		登 録 番 号	
				東京 130425	

該当するものの番号を○で囲む

業務の開始日は届出日 (当庁受理日) から中 10 日以降の日となります。なお、期間は最長 1 年以内。

- ※ 1 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称」欄は、届出をしようとする者が代理又は媒介をしようとする者の場合は、取り扱う物件の売主業者について記載すること。
 なお、届出しようとする者が売主の場合は、共同で売主となる者について記載すること。
- ※ 2 「専任の宅地建物取引士に関する事項」欄は、既に特定の案内所の専任の宅地建物取引士として届出されている者が、業務を行うものとして届出された期間内に、当該場所における業務の修了を理由に他の場所の専任の宅地建物取引士となる場合には、氏名の欄に従前の届出場所の名称及び営業終了年月日を付記すること。
 また、届出者に属する宅地建物取引士でない場合は、氏名の欄の下に () 書きで所属する業者の商号及び免許証番号を記入してください。
- ※ 3 業務期間満了後、引き続き案内所等で同一物件について業務を行うときは、再度 10 日前までに新規の届出をすること。この場合「物件の種類等」に記載する区画数、戸数及び面積については当初の届出に係るものを上段かつ書きで記載したうえで、新たな届出を行う時点での数量を記載すること。